第88回 神戸市個人情報保護審議会

## 産婦健康診査の実施について

(こども家庭局)



神こここ第 **2354** 号 平成 30 年 9 月 4 日

神戸市個人情報保護審議会 会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜



諮問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき,下記の事項について, 貴会の意見を求めます。

記

産婦健康診査受診結果のこうべ健康いきいきサポートシステムへの入力について (条例第 11 条「電子計算機処理の制限に関して」)

担当:こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課

#### 産婦健康診査受診結果のこうべ健康いきいきサポートシステムへの入力について (条例第11条「電子計算機処理の制限に関して」)

◎印は条例第11条第2項に該当するセンシティブ情報 下線部が新規入力部分

#### 【電子計算機処理する個人情報】

1. 基本情報

氏名

性別

生年月日

住所 (居住地)

続柄

異動事由

異動年月日

住記個人番号

世帯番号

受診番号

母子手帳番号

電話番号

メールアドレス

#### 2. 産婦健康診査受診者情報

実施年月日

実施場所

分娩年月日

- <u>◎診査項目(問診・診察,体重・血圧測定,尿検査(蛋白・糖),エジンバラ産後うつ病質</u> <u>問票</u>)
- <u>◎診査結果(異常なし、継続フォロー。継続フォローの場合は当院フォロー、他科・他院</u> 紹介、居住区へ情報提供の該当項目)
- ◎産後うつ指標(エジンバラ産後うつ病質問票の結果)

#### 産婦健康診査の実施について

#### 1. 趣旨

平成30年10月より概ね産後1か月の産婦を対象に、産婦健康診査(以下「産婦健診」) を開始予定である(詳細は別紙参照)。

産婦健診の結果を、妊婦健康診査等他の情報とともに、こうべ健康いきいきサポートシステムで妊娠から出産後にかけての情報を一元的に管理するとともに、健診結果に応じて 産婦に対して必要な支援を行う。

#### 2. 概要(具体的な流れは別図参照)

- (1) 妊婦より区役所こども家庭支援課または支所保健福祉課へ妊娠の届出を行う。
- (2) 区役所こども家庭支援課及び支所保健福祉課からの母子健康手帳交付時に,妊婦に対して産婦健診受診券を交付する。
- (3) 出産後、産婦は概ね1ヶ月程度の頃に実施する産婦健診を受診する。受診券を提出することにより、5,000円/回を上限とする助成を受けることができる。
- (4) 産婦健診の結果が記載された受診券は請求書と共に、受診医療機関から本庁こども 家庭支援課へ、1か月分を取りまとめて送付される。本庁こども家庭支援課では、産 婦健診受診結果をこうべ健康いきいきサポートシステムへ入力する。
- (5)継続支援が必要と判断された産婦は、受診医療機関から居住区の区役所こども家庭 支援課及び支所保健福祉課へ診療情報提供書により情報提供を行う。
- (6~8)継続支援が必要と判断された産婦について、区役所こども家庭支援課、支所保健福祉課より訪問指導等を行う。訪問指導等の結果については、育児支援等連絡票により、区役所こども家庭支援課または支所保健福祉課から受診医療機関へ情報提供を行う。産後うつ病等が疑われ、精神科受診が必要と判断された者に対しては、受診勧奨等の支援を、受診医療機関と居住区の区役所こども家庭支援課または支所保健福祉課が連携して対応を行う。

#### 3. こうべ健康いきいきサポートシステムについて

こうべ健康いきいきサポートシステムは、平成27年4月より庁内基幹業務系NWで運用しており、成老人の健康診断や予防接種等の市民の健康情報をデータベース化し、個人ごとの受診・接種履歴管理を行い、未受診者への個別勧奨に活用するとともに、地域・年代別や時系列によりデータを分析して健康づくり施策の検討に活用している。

平成 28 年 11 月より、母子保健情報システムをこうべ健康いきいきサポートシステムへ統合し、妊娠期から就学までの母子保健法に基づく母子保健事業のデータ収集、管理も行っている。

#### 4. 効果

新たに実施する産婦健診の受診結果を収集し、こうべ健康いきいきサポートシステムに入力することにより、妊娠から出産にかけての妊産婦の状況をより詳細・正確に把握することができ、支援が必要な対象者に対して適切なサービスの提供を行うことができる。

#### 5. 実施計画

~平成30年9月 システム開発

平成30年10月 テスト

平成30年11月~ 運用開始

#### 6. 処理件数

産婦健康診査:約18,000件(年間)

#### 7. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」,「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」,「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき,こうべ健康いきいきサポートシステムで承認された取扱いに準じて,以下の通り厳格に対処する。

#### (1)システム上の保護

- (ア) こうべ健康いきいきサポートシステムに係る端末機の操作にあたっては、静脈認証と ID, パスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定するだけでなく、業務ごとに操作できる職員を限定する。
- (イ)個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、庁内の施錠されたラック内に設置するこうべ健康いきいきサポートシステム専用サーバに保存する。
- (ウ)端末機とこうべ健康いきいきサポートシステムのサーバは、LGWAN (総合行政ネットワーク)を除き外部のネットワークとは繋がっていない庁内基幹業務系 NW により接続し、本システム用端末機以外の端末機からのアクセスを遮断する。これにより、外部等からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウィルスからの感染を防止する。
- (エ) サーバと端末機の間の通信は暗号化する。
- (オ) サーバ、端末機のウィルス対策ソフトウェアのウィルス定義更新は、庁内基幹業 務系 NW を通じて自動配信を受ける。

#### (2) 運用上の保護

- (ア) サーバは常時施錠したラック内に保管し、当該鍵の使用は関係職員のみに限定するとともに鍵の貸し出し状況を記録する。
- (イ) サーバとは別の場所に保管するバックアップ用の媒体(磁気テープ)についても、

施錠された庫内に厳重に保管する。

- (ウ)端末機を利用する際のパスワードは定期的に変更するとともに、端末機の操作状況をサーバに記録する。
- (エ)保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッ ダーなど記録の内容を復元できない状態にして破棄する。
- (オ)保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- (カ)個人情報の適正な取扱を確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。データ入力等外部委託を行なう際には、委託契約書の中でデータの機密保持に関する事項等「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、委託先からデータの保護その他の管理に関する報告書の提出を義務づける。

#### 産婦健康診査助成事業について(補足説明資料)

#### 1. 根拠法令

母子保健法 第13条

#### 2. 目的

産後うつの予防や新生児・乳児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(以下「産婦健診」という。)に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

#### 3. 開始時期

平成30年10月1日以降に医療機関で実施する産婦健診

#### 4. 対象及び回数

対象:おおむね産後1か月の産婦。

その他、医師等が必要と判断した場合は産後2週間の産婦も対象とする。

回数:産後1か月時の1回を基本とする(上限2回)

#### 5. 産婦健診費用

診査費用のうち1回あたり上限5,000円まで助成を行う。

#### 6. 産婦健診項目

問診・診察, 体重・血圧測定, 尿検査 (蛋白・糖), エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)

#### 7. 産婦健診実施場所

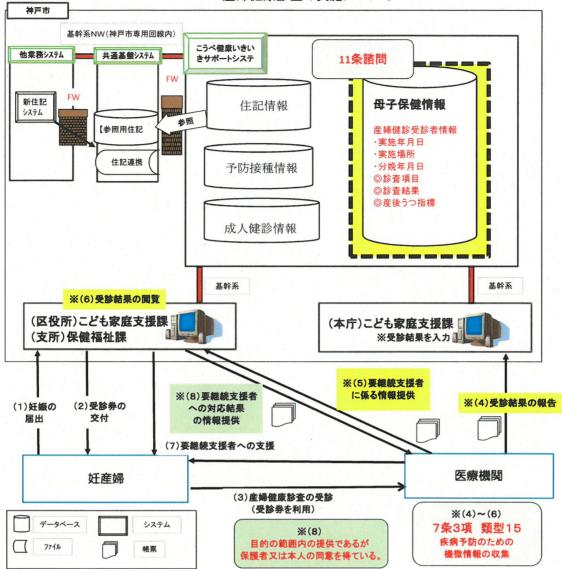
- (1) 神戸市医師会加入医療機関のうち, 産婦健診実施可能な医療機関
- (2)(1)以外の医療機関等は神戸市と産婦健診に関して契約を締結したところ

#### 8. 産婦健診実施後の支援

産婦健診実施後、継続支援が必要な産婦に対して、医療機関から区役所こども家庭支援 課または支所保健福祉課へ情報提供を行う。

情報提供を受けた区役所こども家庭支援課または支所保健福祉課は、家庭訪問等を行い、 産婦の状況に応じた育児相談や授乳指導等の支援や、産後ケア事業、産後ホームヘルプサ ービス事業など必要なサービスに繋げる。産後うつ病等が疑われ、精神科受診が必要な産 婦に対しては、医療機関と連携し受診支援を行う。

#### 産婦健康診査の実施について



戸市産	帚健康診	査(産婦	帰健診)	受診券	兼請求	依東	書		_
	00 円まで	助成を受	けられま	す			/ <del>[                                     </del>	産後1か月頃	
本人記入	欄】						(使用時	持期:産後8週未満まで) 	
氏 名									
生年月日	昭和・平	成	年	月	•	∃ (		歳)	
住 所	神戸市	ī 区							
電話番号	(		)		_				
分娩年月日			年	月		3			
	の健診等							下記医療機関に委任しまします。	<u>:</u> す
診査年月日		年	月	日	(産後		週)		
□問記 □体重 □尿根	目(実施し ②・診察 重・血圧測 食査(蛋白 ころの健康	定  ・糖)				点)		こころの健康チェック アンケートが未実施の 場合は、原則支払いがで きませんのでご注意く ださい。	
			(	再揭⑩	,	点)			L
結果(多	実施した項	目にチェ	ックして	ください	。)				
□異常	常なし								
□継約	売フォロー	- (下記	項目をチ	エックし	てくだ	さい。	,)		
	□当院フォ								
]	□他科・他	1院紹介(	医療機関	名:				)	
L	□居住区へ	情報提供							
医療機 所在地名 称	関 〒	-				IX	20 E		
r + = h+= = \ 1	回ごとに1	+ n 7. /= I	コスセナナ						
		10 months			過した	易合に	は、自i	己負担となります。	
,	額より少な				/o				
	転出された -コードシ			<i>ん</i> 。					
貼	付なきも	,のは <b>無</b> ଉ	b					発行神戸市	

# <産後1か月券>

こころの健康チ	ェック アンケート	
産後の気分について 産後の体調を確認す 今日だけでなく 過	(岡野ら (1996) による日本語版〉 「おたずねします。 「る大切な質問です。必ず 10 項目全部に答えて下さい。 去7日間にあなたが感じたことに最も近い答えに〇をつけて下さい。	
	物事のおもしろい面もわかった。	
	いつもと同様にできた。 あまりできなかった。 明らかにできなかった。 全くできなかった。	
2. 物事を楽しみにして行 ( ) ( ) ( ) ( )	うった。 いつもと同様にできた。 あまりできなかった。 明らかにできなかった。 ほとんどできなかった。	
3. 物事がうまくいかない ( ) ( ) ( ) ( )	N時、自分を不必要に責めた。 はい、たいていそうだった。 はい、時々そうだった。 いいえ、あまり度々ではなかった。 いいえ、全くなかった。	
4. はっきりした理由もな ( ) ( ) ( ) ( )	いのに不安になったり、心配したりした。 いいえ、そうではなかった。 ほとんどそうではなかった。 はい、時々あった。 はい、しょっちゅうあった。	
5. はっきりした理由もな ( ) ( ) ( ) ( )	はいのに恐怖に襲われた。 はい、しょっちゅうあった。 はい、時々あった。 いいえ、めったになかった。 いいえ、全くなかった。	
6. することがたくさんな ( ) ( ) ( ) ( )	5って大変だった。 はい、たいてい対処できなかった。 はい、いつものようにはうまく対処できなかった。 いいえ、たいていうまく対処した。 いいえ、普段通りに対処した。	
7. 不幸せな気分なので、 ( ) ( ) ( ) ( )	眠りにくかった。 はい、ほとんどいつもそうだった。 はい、時々そうだった。 いいえ、あまり度々ではなかった。 いいえ、全くなかった。	
8. 悲しくなったり、惨( ) ( ) ( ) ( ) ( )	かになったりした。 はい、たいていそうだった。 はい、かなりしばしばそうだった。 いいえ、あまり度々ではなかった。 いいえ、全くそうではなかった。	
9. 不幸せな気分だったの ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	ので、泣いていた。 はい、たいていそうだった。 はい、かなりしばしばそうだった。 ほんの時々あった。 いいえ、全くそうではなかった。	*1
1 O. 自分自身を傷つける ( ) ( ) ( ) ( )	るという考えが浮かんできた。 はい、かなりしばしばそうだった。 時々そうだった。 めったになかった。 全くなかった。	
お名前	記入日 年 月 日	
	○産婦健診受診の前日もしくは当日に、ご記載ください	

情報提供先市町村長 様

平成	年	月	E
1 /-/4		/ 1	_

)

紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号

(連絡窓	口扣	当者·	
(XEND IC)	H 15		

医師名 印

(ふりがな) 患者の氏名	昭和·平成 年 月 日生 男・女 ( )歳 職業( )
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名
病状 既往症 治療状況等	
児の氏名	男・女 平成 年 月 日生まれ
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)
退院先の 住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)
入退院日	入院日 : 平成 年 月 日 退院(予定)日: 平成 年 月 日
出産時の 状況	出産場所 : 当院・他院
児の状況	発育・発達       ・発育不良・発達のおくれ・その他(       )         日常的世話の状況・健診、予防接種未受診・不潔・その他(       )
養育環境	家族関係       ・面会が極端に少ない・その他(       )         他の児の状況       ・疾患(       )         こどもとの分離歴       ・出産後の長期入院・施設入所等・その他(       )
養育者の状況	健康状態等       ・出産後の状況(マタニティブルーズ、産後うつ等)         ・EPDS       点(年月日時点)・その他(
情報提供の 目的とその 理由	

\*備考

- 1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
- 2. 出産時の状況及び児の状況については、今回出産した児のことについて記入すること。

### 育児支援等連絡票(訪問結果について)

医療機関名:		機関名		
氏名		<u>様</u> 神戸市	区・支所	
連絡表をいただきる	ました下記の者について報	生いたします		

ZEMAZE: 1	CICE & OIC	де - д (	· 11/1	. 12 0 01 /					
児の氏名				男・女	平成 単胎・			生 第 ( 子中 (	)。子 )子
父母の状況	父: 職業(		(	)歳	母: 職業(			( )	) 歳
	神戸市	区			1947/5 (				
住 所		電話	括番号:	( )	-	_	(自	宅・実家	携帯)
訪問先の住所	神戸市	区							
口同上		電話	括番号:	( )		_	(自:	宅・実家	・携帯)
退院後の経済	過及び訪問時の	D状況							
訪問実施日	<u>平成</u>	年 月	日	月齢	カ月	日	(修正	カ月	月)
<児の状況)	>								
		· 1日体重增	加量(		) g/日	• 発達	犬況		
体重	g	• 栄養状況:				注	視:	有 •	無
身長	cm	母乳(	)	回/日		音	反応:	有 •	無
頭囲	СШ	人工(	)	$_{ m ml} imes$ (	) 回	四月	支運動:	活発 •	不良
胸囲	cm	<ul><li>便回数(</li></ul>		) 回/日		運動	の左右差 :	有 •	無
<母の状況)	>	*							
				· 疾	患: 無	· 有゛(			)
E P D S				• 障	害: 無	· 有 (			)
再掲: 質問 10				・抑うつ気	〔分: 無	· 有 (			)
ボンディング				・意欲の個	氏下:無	· 有 (			)
・こどもへの	の思い・態度	8		・不 安	感: 無	· 有 (			)
□拒否的	□無関心 □	過干渉 口権威	文的	•精神症	状: 無	· 有 (	, ,		)
□その他	. (		)	<ul><li>日常生活の</li></ul>	支障: 無	· 有 (			)
・ 育児の相談・ 養育者との分離		· 有	(誰: (□長期	入院 口加	施設入所				)
くその他訪	問時の状況及び	5指導状況>							
次の項目に	ついて指導しる	El.た。		(その他指	導内容)				
	尊 □乳房ケブ		Í	, , ,	7.7.4				
	こついての返答		F						
<b>人政独于为</b>	C 20 C C C C C C C C C C C C C C C C C C								
4000T L	- d A 44 - INT HI =								
	び今後の援助記								
	爰助を行う予定								
□訪問 □面	i接 □電話 □	4か月児健診時	確認 🗆	サービス導	入【産後へん	レプ 産後	ケア他	(	)]
<病院への	<b>衣頼事項&gt;</b>								
※本連絡表を	医療機関等に送る	ることについては	は、保護者	皆(父・母・	) ある	いはご本。	人の了解を	得ておりま	す。
=======================================	- L			.→	₩	3 4n m	- 102 /		
記入日平月	成 年 月	日		記録		萬部署:		·健保	
						師氏名:			
					0.1	指導員氏名):			
					電_	話:			